

「林業公社に関する懇談会 中間報告(案)」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

- 「処理の結果」の凡例及び各項目数(重複を排し)
- : 趣旨を取り入れているもの (5項目)
 - : 趣旨の一部を取り入れているもの (45項目)
 - : 修正するもの (20項目)
 - : 今後の検討課題等 (109項目)
 - 1: 最終報告に向けて検討するもの (うち5項目)
 - 2: 具体の予算等に係るもの (うち29項目)
 - 3: その他 (うち75項目)

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
全 般	<p>1 今後、公社が民有林における森林整備に一定の役割を果たしていく方向づけを明らかにすべき。</p> <p>2 今後の公社の使命は、公益的機能発揮のために必要な森林の適正管理により、林業収益型から環境保全型に変革すべき。</p> <p>3 公社事業が地域振興に大きな役割を果たしていることを認識すべき。</p> <p>4 公社が国産材振興に果たす役割を示すべき。</p> <p>5 厳しい経営環境の下で苦勞している公社の現状を踏まえ、より深く検討すべき。</p> <p>6 主伐後の再生林や除間伐に対する意</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>3(4)に記載している。(より具体的には、最終報告において整理。)</p> <p>同様の趣旨を3(2)~(4)に記載している。</p> <p>3(3)に記載している。</p> <p>4(2)エに新たに記載。</p> <p>公社の経営環境や内容はそれぞれ異なっており、より具体的には個別に検討することが適当。</p> <p>林政全般に係る課題。(公社の</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>欲の欠如という状況を打開する唯一の方策は、公団・公社事業の拡大であり、県はもとより、国の支援が必要。</p> <p>7 総論的な内容では問題解決は望めず、国による具体的な指導・方策を記載する必要がある。</p> <p>8 都道府県の支援のみではもはや限界であり、公社の果たすべき役割を明確にした上で、国・都道府県・市町村による支援体制を築くべき。</p> <p>9 森林の公益性を考慮し、適切な森林整備を行いかつ採算性を持たせるため、国が補助金を増額すると共に、無利子融資制度を創設すべき。</p> <p>10 国策としての拡大造林に取り組んできた公社に対し、国・県は責任を持ち、従来以上の支援をすべき。</p> <p>11 公益的機能発揮と森林の持続的経営のため、緊急に公的資金の全面投入による森林環境の保全等を実施すべき。</p>	<p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 3</p>	<p>みに頼ることがないように、4(3)アに一文を追加。)</p> <p>既往分収林の取扱や新規事業のあり方等、全国共通の課題について整理。具体的な国の施策は別途検討。</p> <p>公社の役割を明確化した上で事業展開を図ることのできる条件整備を行っていくべきこととして、取りまとめている。</p> <p>具体的な国の施策は別途検討。</p> <p>具体的な国の施策は別途検討。</p> <p>個人財産の形成にも資する森林の整備は、全額公費で実施するにはなじまない(国土保全の機能発揮上必要な場合は、治山事業として実施)。公社の経営コスト・リスク軽減については4に記載している。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>12 会社の課題解決にむけた具体策の記載が少ない。持続的な森林経営に不可欠な造林・育林が国及び県費で行われるよう要望。</p> <p>13 森林管理費用の助成を拡充すべき。</p> <p>14 利益を期待できないことから、国、都道府県、市町村が財政負担すべき。</p> <p>15 林業の採算性を考慮して公庫資金の低利化を図るべき。</p> <p>16 会社の森林整備に係る負担を軽減するため、公的事業とすることや、造林補助の拡充が必要。</p> <p>17 会社の分収林が存する中山間地域は、国土の骨格であり、他省庁との連携により支援体制を整備すべき。</p> <p>18 会社と公団の役割分担を明確にした上で、同じ分収割合で森林整備が可能なように国の財政支援が必要。</p> <p>19 会社はコスト削減に取り組んだ上で、公的支援を求めるべき。</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>同上。また、具体的な国の施策は別途検討。</p> <p>林政全般に係る課題。</p> <p>国、都道府県は森林整備に助成を行っているが、個人財産の形成に資するものを全額公費とするにはなじまない。会社の経営コスト・リスクの軽減については記載している。</p> <p>森林整備活性化資金（無利子）により、低利化が図られている。</p> <p>4(3)イにおいて、会社の負担軽減等について記載している。</p> <p>林政全般に係る課題。</p> <p>公団と会社は、成立経緯や仕組みの違いもあり、同条件は困難。</p> <p>同様の趣旨を4(1)に新たに記載。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>20 山村地域振興の面から、安定した公社事業が実施できるよう債務問題の解決が不可欠であり、国の支援について提言が必要。</p> <p>21 今後の事業展開を図っていくためにも重要な既往債務への対応策を示すべき。</p> <p>22 既往債務処理の負担、責任について明記すべき。</p> <p>23 県に代わって森林造成を担った公社の債務は分収による清算が見込めない状況であり、公的資金により一部補填すべき。</p> <p>24 公社が債務超過に陥った場合、国が損失補填する仕組みが必要。</p> <p>25 公社が拡大造林を担ってきたことも、木材価格が国際競争のただ中にあることも、国策に従った結果であり、これに伴って発生した既往債務の処理は、国、地方を挙げて取り組むべき問題である。</p> <p>26 財務状況を積極的に公開し、債務を国と都道府県の負担により繰上償還すべ</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>既往債務の処理の考え方について、4(1)に記載。制度資金や補助事業の活用等による債務や利息の増大の抑制につき、4(2)、(3)に記載している。</p> <p>既往債務の処理の考え方について、4(1)に新たに記載。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>同上。なお、都道府県が債務保証をしている公社の既往債務そのものを国が肩代わりすることは困難。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>き。</p> <p>27 累積債務は財産として保持されており、現在の木材価格で公社を赤字と判断することには疑問がある。</p> <p>28 県の公社に対する支援は、それぞれの県に特徴があり、もっと県の役割を明記すべき。</p> <p>29 施業・生産コストの削減を図るべき。</p> <p>30 公社の自助努力が必要。</p> <p>31 分収林の資産評価法として、時価評価や分収林独自の会計処理に関する指針を示すべき。</p> <p>32 登録免許税法及び印紙税法における優遇措置を図るべき。</p> <p>33 分収林特別措置法・同施行令を現状に合わせ改正すべき。</p> <p>34 公社が税制・補助の特別措置を受けるための特別法や、財源措置が必要。</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 2</p>	<p>現在一律に赤字と判断されるものではないが、将来、債務の償還に支障を来すおそれがあり、財務体質の改善を進める必要があることにつき、4(1)に記載。</p> <p>地域の実情に応じた役割の明確化等を盛り込んでいる。</p> <p>4(2)エに、木材の安定供給につき新たに記載。</p> <p>4(2)～(4)に盛り込まれているほか、4(1)に新たに記載。</p> <p>より専門的な検討が必要。</p> <p>同上。</p> <p>法制度の改正の必要性については、さらに検討。</p> <p>具体的な施策は別途検討。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>35 公社の設立の動機は、拡大造林を推進する手段として地方公共団体が取り組んできた経緯があるが、県・市町村等だけでは厳しい財政負担となるため、地方公共団体による利息軽減等の対策に要する基金の創設に要する財源として、地財措置を講じることが必要。</p>	- 2	同上。
	<p>36 水源税や環境税による資金投入をすべき。</p>	- 3	林政全般に係る課題。
	<p>37 森林整備を進めるためには、新たな財源の確保が必要。</p>	- 3	同上。
	<p>38 公益的機能の対価として、森林の効用の代償（水源税等）を求め、これを公社を含む森林所有者に還元すべき。</p>	- 3	同上。
	<p>39 個人の造林が減少する中で、急激な苗木生産の減少が生じないように、配慮が必要。</p>	- 3	同上。
	<p>40 木材自給率の長期ビジョンを示し、市場価格を高めるような施策を実施し、分収による債務償還の展望をもたらすことが必要。</p>	- 3	同上。
	<p>41 外材の輸入規制について言及すべき。</p>	- 3	同上。
	<p>42 森林の造成には高いコストや大変な労力を要することにつき国民に理解しても</p>		同様の趣旨により4(4)を記載している。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>1 はじめに 「しかしながら、近年・・ を踏まえた対応が必要 となっている。」</p> <p>2 林業会社の現状</p> <p>(3) 資金調達等</p> <p>(4) 都道府県による財 務改善等への取り組み</p>	<p>らえるよう働きかけることが必要。</p> <p>43 公社造林は収益を分収する仕組みで あり、公益的機能のみならず経済的機能に も期待するところがあることから、その扱 いを明確にすべき。</p> <p>44 それぞれの森林に対し、公益的機能 の違いを明確にすべき。</p> <p>45 公社が公的機関の一つとして一定の 役割を果たしていくことを強調するよう、 文章の構成を改めるべき。</p> <p>46 国の施策である拡大造林に大きく貢 献したことを明記すべき。</p> <p>47 今日の公社の経営状況、今後の経営 見通し、都道府県の支援等を踏まえた記述 をすべき。</p> <p>48 資金調達に関する将来的な分析が不 十分。</p> <p>49 都道府県の貸付金等の無利子化は、 抜本的な債務対策とはならない。</p>	<p>- 3</p>	<p>3 (3)及び4 (2)エにおいて、公 社に期待される役割の一つとし て、木材の安定供給に についても記載している。</p> <p>4 (4)において、公社分収林の 取扱い等のビジョンの明確化につ いて記載している。</p> <p>趣旨は反映されている。</p> <p>3 (1)に拡大造林政策における 公社の役割を新たに記載。</p> <p>公社の現状等については、2に おいて全体の概略が理解されるよ うに記載している。</p> <p>公社によって資源内容等が異な り、一律に見通すことは困難。4 (1)において、各公社が財源分析 を行うべきこと等を新たに記載。</p> <p>着実な債務対策に取り組むべき ことを4 (1)に記載。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>3 今後の林業公社の役割</p>	<p>50 無利子化や金利の低減化は、都道府県財政への影響のためでなく、公社の累積債務の軽減のために行っているのではないか。</p>	<p>- 3</p>	<p>債務の償還に支障を来すおそれがあることを第一の理由として記載している。</p>
	<p>51 「木材価格が長期低迷している原因は、関税廃止による外材の導入のためであり、国の政策によるところが大きい。従って国においても、何らかの財政支援措置を講じる必要がある。」の文章を加えるべき。</p>		<p>林政全般に係る課題。</p>
	<p>52 国産材の供給のリーダーとして、計画的、定量的に安価な木材を安定供給する役割を率先して果たすべき。</p>		<p>3(3)に計画的・安定的な木材供給が期待される旨を記載しているが、加えて、4(3)エを新たに追加。</p>
	<p>53 民間素材生産業者等による公社事業の受託を可能にすることで、コスト削減につなげるべき。</p>		<p>4(3)エにおいて、木材の有利販売について新たに記載。</p>
	<p>54 社会全体で森林を支える新たな体制整備の観点から、今後の森林整備等における公社の役割、位置づけ、法的根拠に対する考え方を明記すべき。</p>		<p>- 1</p> <p>基本政策の検討状況を踏まえて整理。</p>
	<p>55 次世紀の森づくりのビジョンを示し、森林整備のあり方、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割分担で、公社の位置づけを示すべき。</p>		<p>- 1</p> <p>同上。</p>
<p>56 拡大造林に対し、国が追認したよう</p>	<p>3(1)において、拡大造林政策</p>		

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>(2) 拡大造林からの脱却</p> <p>「拡大造林の担い手としての林業公社の役割は終了し、…」</p> <p>(3) 林業公社への期待</p>	<p>に読める。拡大造林の推進のために、国と地方を挙げて創立された組織であることを明記した上で、今後の方向性を示すべき。</p>		<p>における公社の位置づけを新たに記載。</p>
	<p>57 拡大造林を続けている公社に対し、その中止を命令していると受け止められることから、「拡大造林からの脱却」を「林業公社の役割の変化」等に改めるべき。森林組合の安定的事業量の確保を考慮すべき。</p>	<p>- 3</p>	<p>公益的機能の発揮のための無立木地等への造林までも否定するものではないが、木材生産力を増強するための従来の拡大造林の社会的な意義は低下（かつての拡大造林の趣旨を3(1)に新たに記載）。</p>
	<p>58 森林所有者の要望が強いことから、「ほぼ終了」とすべき。</p>	<p>- 3</p>	<p>同上。</p>
	<p>59 公社は、公的機能の高い森林を国及び地方公共団体の負担により一定の強制力の下に一元的に管理することにし、このような事業を行う森林整備法人に関する法律を制定すべき。</p>	<p>- 3</p>	<p>個人資産の形成にも資する森林整備を全額公費で支弁する仕組みは困難（国土保全の機能発揮上必要な場合は治山事業として実施）。公社の経営コスト・リスクの軽減については記載している。</p>
	<p>60 山村地域の振興のため、民有林の造林事業は主として公社が推進すべき。</p> <p>61 国土保全と地域振興のため、公社事業が継続発展していくことが必要。</p> <p>62 公社の必要性等について、今後の林</p>	<p>- 3</p> <p>- 1</p>	<p>森林整備の担い手は、地域の実情に応じて多様なものであるのが妥当。</p> <p>3及び4において、公社の安定的な事業展開について記載している。</p> <p>今後の森林整備全体における公</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>(4) 林業公社の役割の明確化</p> <p>「林業公社は、都道府県、市町村等の出資に</p>	<p>業の見通しを踏まえた上で、「検討すべき」という第三者的な表現ではなく、具体的に記述すべき。</p> <p>63 不在村森林所有者の増加や、山村の境界が不明確になりつつある状況では、これらの問題を包括的に処理する公的機関であるべき。</p> <p>64 適正な森林整備を担う公的機関の一つにとどまらず、公社の目的を明確にすべき。</p> <p>65 現在の林業を取り巻く状況では、個人の経営では、手のつけようがなく、公社がリーダーとなって山の維持に努めていくべき。</p> <p>66 国・都道府県の施策に従って森林造成を進めてきた以上、債務の償還についても、国・都道府県が抜本的な政策を展開すべき。</p> <p>67 民有林整備の推進母体である公社の経営を立て直し、将来の見通しをたてることが必要。</p> <p>68 地域により異なるのは当然であり、公社が国と地方を挙げて創設した組織である</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>社の位置づけについては、基本政策の検討状況を踏まえて整理。</p> <p>3 (3)において、同様の趣旨を記載している。</p> <p>具体的には、それぞれの地域の実情に応じて明らかにすることが適当。</p> <p>私有財産である民有林の整備は、森林所有者等により実施することを基本としつつ、これによりがたい場合に公的主体が担っていくことが適当。</p> <p>既往債務の処理の考え方について4 (1)に新たに記載。なお、都道府県が債務保証をしている公社の既往債務そのものを国が肩代わりすることは困難。</p> <p>経営の安定化と将来の見通しの必要性について、4 (1)において新たに記載。</p> <p>一般的に期待される役割は3 (2)、(3)に記載しており、個々で</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>より設立された公益法人であり、それぞれが地域の实情に応じて独自の事業を展開していることから、全国的・画的にその役割を規定するには馴染まない面がある。」</p> <p>「林業公社は、多額の債務を抱えるなど厳しい財務事情にあり、今後の事業展開に当たり、経営の安定化が必須の課題となっていることについて、十分な考慮が必要である。」</p>	<p>ことから、国が公社の役割に対する期待と方向づけを行うことに何ら問題はなく、この文章は不要。</p> <p>69 今後の森林整備に果たす公的機関の役割を明らかにする中で、公社がその一つであることを明確にすることが必要。</p> <p>70 累積債務を抱えたままで新しい役割を担うことは困難であり、都道府県の財務状況が厳しい中、国による支援策が必要であることを明記すべき。</p> <p>71 新たな役割を担うためには、累積債務が足かせとなるため、地財措置による対策が必要。</p> <p>72 分収後の再造林が不可能と思われる公益的機能の特に高い分収林を公的機関が買い取る制度を創設すべき。</p> <p>73 森林の適正管理の財源として、森林環境税等を創設すべき。</p> <p>74 公益的機能の確保の観点から、国が農林公庫資金について利子補給する制度が必要。</p> <p>75 都道府県による経営安定化への取り組みの状況を明記すべき。</p>	<p>- 1</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>は、「全国的・画的」に規定するにはなじまないことを述べているのみ。</p> <p>基本政策の検討状況を踏まえて整理。</p> <p>既往債務の処理について、4(1)に新たに記載。</p> <p>具体的な施策については、別途検討。</p> <p>同上。なお、公益的機能の高い森林の公有林化については、既に起債措置が講じられている。</p> <p>林政全般に係る課題。</p> <p>森林整備のための公庫資金の低利化については、既に森林整備活性化資金が措置されている。</p> <p>2(4)において、代表的なものを記載している。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>「国及び地方において、林業公社への期待を明らかにするとともに、それぞれの林業公社が関係者の合意形成の下に、上記のような期待や財務状況等を踏まえつつ、その今日的な役割を明確化する事が適当である。」</p> <p>4 今後の林業公社の事業展開</p>	<p>76 各公社が個別に取り組むのではなく、一致して取り組むべき問題であり、「それぞれの公社」を「すべての公社」とすべき。</p> <p>77 各公社が役割を明確化する前に、国・地方公共団体の森林整備に関する基本的な考え方と公社の位置づけを示した上で、公社の役割を明確化すべき。</p> <p>78 国や地方公共団体、森林組合等との役割分担、責務を明記すべき。</p> <p>79 国が公社を法的に位置づけ、その役割をメニュー方式として提示することで、地方の実情にあった役割を選択し、また地方公共団体が積極的な支援を出来るようにすることを検討すべき。</p> <p>80 今後の事業展開に向けて、公社の経営安定化が不可欠であり、そのための国民的レベルでの支援の必要性等を示すべき。</p> <p>81 拡大造林の推進に伴って累積した既往債務の処理方策も明記すべき。</p> <p>82 多雪地帯は雪起こしの経費がかかり増しとなることから、公庫資金の利率設定を地域事情に合わせ、債務の軽減化を図るべき。</p>	<p>- 3</p> <p>- 1</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>すべての公社が、地域の実情に応じてそれぞれに明確化することが適当。</p> <p>3(4)は、同様の趣旨によって記載している。</p> <p>基本政策の検討状況を踏まえて整理。</p> <p>公社の位置づけについては基本政策の検討状況を踏まえて整理を行うが、地方公共団体による支援を目的とした法的位置づけを与えることは困難。</p> <p>同様の趣旨を4(4)に記載している。</p> <p>既往債務の処理の考え方を4(1)に新たに記載。</p> <p>公庫資金の性格からみて困難。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>83 多雪地帯では、不成績造林地が多いことから、公庫資金の繰上償還を図るべき。</p> <p>84 農林公庫融資制度・金利負担軽減に係る公庫補助制度・地財措置等の拡充・強化について具体的に記述すべき。</p> <p>85 林業振興のための抜本的対策を講じるとともに、公社の経営安定化を図るため、既往の公庫借入金の金利軽減に関する制度、地方公共団体による公社への支援に対する地財措置の拡充、公社の新たな役割に対する支援策の創設、長伐期施業への転換に対する支援制度の創設、管理運営費に対する支援策等が必要。</p> <p>86 農林公庫融資制度について、利率の引き下げ、融資率の引き上げ、管理経費の融資対象化、償還期限の延長等の拡充が必要。</p> <p>87 長伐期化への転換に向けて、契約の相手方を特定するため林業公社が行う、所有者調査に要する経費に対する支援や、森林に係る国土調査の推進が必要。</p> <p>88 森林整備を一層推進するとともに、都道府県・公社の負担軽減のための財政支援の拡充が必要。</p> <p>89 人件費については、都道府県の職員が外向することで減らすべき。</p>	<p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p> <p>- 3</p>	<p>4 (2)ウに同様の趣旨を記載している。</p> <p>具体的な施策については、別途検討。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>同上。</p> <p>間接経費の縮減は重要であるが、公社の独立性を踏まえて、各公社</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>(1) 既往の分収林の管理 経営 ア 保育・間伐の着実な実施 「森林整備に係る制度を十分に活用する 資金を十分に活用する ほか、造林関係補助事業や関係地方公共団体によるなどにより、借入金及び利息の増大の抑制に資する方策の推進を図る必要がある。」</p>	<p>90 1 / 2 を国庫補助、残りを事業体が負担するのでは借入金の利息増大は抑制できない。</p>	<p>- 3</p>	<p>及び当該地方公共団体において検討すべき課題。</p> <p>国庫補助事業の助成水準は最高90%となっているが、個人財産の形成にも資する森林整備は全額公費で実施するにはなじまない。</p>
	<p>91 「借入金及び利息の増大の抑制に資する方策」ではなく、「軽減化の方策」とすべき。</p>	<p>- 3</p>	<p>今後の間伐等の実施に要する費用についての記述であり、そのための借入金等については、「増大の抑制」とするのが適当。</p>
	<p>92 伐採収入を確保することが重要な問題であり、木材の販売方法や事業体の育成について検討しておくべき。</p>		<p>木材販売収入の確保について、4(2)エに新たに記載。</p>
	<p>93 分収林の処分についても国産材需要拡大の課題があり、基本政策の中で強力的に推進すべき。</p>	<p>- 3</p>	<p>林政全般に係る課題。(木材販売収入の確保については、4(2)エに新たに記載。)</p>
	<p>94 既存の施策の問題点(有効に活用されない理由等)を分析し、改善を図るとともに、必要な施策の推進につき具体的に明記すべき。</p>	<p>- 2</p>	<p>具体的な施策は別途検討。</p>
<p>95 国の新たな支援策を図ることを記載す</p>	<p>- 2</p>	<p>同上。</p>	

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>イ 施業の転換等</p> <p>「契約によって伐採時期が左右されることから、このままでは、伐採が集中的に行われる可能性が高い。」</p> <p>「伐採時期の延長・複層林への誘導等施業の転換を図るための取り組みを進展させることが重要である。」</p>	べき。		
	<p>96 低金利時代に合わせた、公庫資金の利息負担軽減のための国の施策拡充、新たな支援策が必要。また、既債務についても公益的機能発揮等を勘案した支援策も必要。</p>	- 3	<p>公庫資金の金利は（市中金利が上昇した場合も含め）固定という特質があり、これを見直すことは困難であるが、現行の金利においては、施業転換資金の活用により、低利化が図られる。なお、既往債務の処理については、4(1)に考え方を新たに記載。</p> <p>同様の趣旨で記載している。</p>
	<p>97 伐期の延長、複層林施業への転換は、公益的機能発揮のためにも必要。</p> <p>98 伐採の集中は、材価の下落をもたらし、自ら採算性を悪化させる要因を作ることになり、不可能になるため、「懸念がある」という表現にすべき。</p>	- 3	<p>これまでの分収林契約を変更しなければ伐採が集中するのは明らか。</p>
	<p>99 公団や都道府県行造林を含めた全国的な木材需給見通しを示した上で、伐採時期や長伐期化を検討すべき。</p> <p>100 立地条件を考えずに、一律に複層林化、長伐期化することが不可能か検討することが必要。</p> <p>101 長伐期化・複層林化が一律に収益増をもたらすか疑問。</p>	- 3	<p>全国的な木材需給は、林政全般に係る課題であるが、公社分収林の資源構成のみをみても、伐採時期の分散を図ることが必要。</p> <p>全ての分収林について施業を転換すべき旨を記載しているものではない。</p> <p>利子増大等を踏まえた方策を検討すべき旨を記載している。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>102 契約者の期待を考慮し、従来の分収林に関しては、契約どおり分収すべき。</p> <p>103 契約伐期に至ったものは原則として伐採し、再造林を行うべき。</p> <p>104 公益的機能が高いのは50～60年であり、重要な水源地等を除き伐採は止むを得ない。</p> <p>105 長伐期化は財務を悪化させることから水源地等に限り、また、その補償を行うべき。</p> <p>106 分収林契約における複層林施業等の取扱い等を確立した上で誘導を図るべき。</p> <p>107 現在の木材価格の下で、当初契約に従って伐採すれば、立木がなくなり、負債が残るだけであるが、一方、長伐期化は、保険代等が膨らむばかりであることから、既存の分収契約を抜本的に見直した制度を打ち出すべき。</p> <p>108 会社の持分のみを伐採し、土地所有者の持分を立木のままで分収させ、再造林の負担軽減するような方策を模索すべき。</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>公益的機能の発揮や再造林コストを考慮すれば、できるだけ伐期の延長等を図ることが適当。</p> <p>同上</p> <p>再造林コストからみても、一般的に伐期の延長等を図ることが必要。</p> <p>長伐期化に伴う利息の増大等を踏まえた方策について検討すべき旨を記載している。</p> <p>4(2)において、分収林契約を維持しつつ複層林化を図っていく場合の取扱いの検討が必要である旨、記載している。(具体的には、より専門的な検討が必要。)</p> <p>新たな事業展開(4(3))については、施業の委託等を採用すべき旨を記載している。</p> <p>各種の方策を検討することは重要であるが、具体的には、より専門的な検討が必要。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	109 市町村等との分収契約ならば、地財措置を拡充し、市町村等に購入してもらうことを検討すべき。	- 2	具体的な施策は別途検討。
	110 40～50年生林分の方収権の購入を企業にアピールしていくことが必要。	- 3	林政全般に係る課題。
	111 施業の転換に当たっては、公社が森林経営が困難な林地で造林事業を実施してきたことを配慮して施策を提案すべき。		同様の趣旨で記載している。
	112 分収林機能高度化資金及び施業転換資金について、貸付枠、償還期限等の延長、無利子資金の融資を含むものとすべき。	- 2	具体的な施策については別途検討。
	113 施業の転換等を促進するための方策を明示すべき。	- 2	同上。
	114 施業転換のための資金源を明記すべき。	- 2	同上。
	115 施業の転換に伴う債務の増大を考慮し、現行施策の改善を図るとともに、国が主導的な新たな施策の推進について具体的に明記すべき。	- 2	同上。なお施業の転換に伴い新たな投資が必要となること等を踏まえた方策について検討すべき旨、記載している。
	116 既往債務の金利負担を軽減するため、低利または無利子の借換制度の創設が必要。	- 2	同上。
	117 伐期延長に伴う金利負担増加に見合う		利子負担増を踏まえた施業転換

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
ウ等 分収林契約の変更	増益は疑問であり、金利負担軽減措置が必要。		の促進方策の検討について記載している。
	118 施業転換資金等は最大限活用しているが、現在の制度では累積債務の問題は解決されず、抜本的な改善策を提示すべき。		既往債務の処理の考え方について、4(1)に新たに記載。
	119 気象害等により繰上償還が必要な分収林では、無利子資金による支援や減免措置を講じるべき。	- 3	気象害があったことをもって制度資金の償還を減免することは困難。
	120 最後の一文に、「及び森林の持つ公益的機能について、国民負担していただくよう、水源税・環境税等を導入し、国民的合意を得られるよう検討すべきである。」という文章を挿入すべき。	- 3	林政全般に係る課題。
	121 分収後の放置を避けるとともに、長伐期化し、択伐を行うことで、計画的伐採による木材の安定供給をはかるため、契約期間を延長すべき。		同様の趣旨を踏まえて記載している。
	122 再造林時、分収契約を従来の50～70%に減らし、分収割合を9：1～8：2とすべき。 123 再造林時の分収契約において、長期伐採権を設けた上で、施業計画を樹立させ、知事の認可を受けた場合は全額国庫負担とする制度を設けるべき。	- 2	新たな分収林における分収割合の見直しについては、4(3)イに記載している。 個人財産の形成にも資する森林整備は、全額公費で実施するにはなじまない(国土保全の機能発揮上必要な場合は、治山事業として実施)。公社の経営コスト・リスク

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
「土地所有者の理解を	124 契約変更に伴う登記変更を容易にするため、囑託登記を可能にすべきであり、登録免許税の免除や囑託費用に対する補助制度も検討すべき。	- 3	の軽減については記載している。 具体的な施策は別途検討。
	125 契約変更が容易に行える制度が必要。	- 3	地上権設定を伴う分収林契約の変更は、財産権の関係上、土地所有者全員の同意が必要。契約変更が円滑に行われるような方策の検討については記載している。
	126 契約期間延長のための特別措置が必要であり、延長後の管理費用についての新たな財源による助成も重要。	- 3	同上。
	127 分収林契約解除時の清算方法に問題があるほか、既往債務償還のための財源確保には県の支援に対する国の支援が必要。	- 2	具体的な施策は別途検討。なお、分収林契約解除時には、公庫資金の償還が必要な旨、記載している。
	128 林業経営が成り立たない森林について、その位置づけと処理の方向性、既往債務の処理等について、具体的な方策を明記すべき。		分収林契約の解除についての考え方は記載している。
	129 既往債務の繰上償還への取り組みと、財源の手当に関して施策の方向づけを明記すべき。		繰上償還の対象となる分収林契約の解除についての考え方は記載している。
	130 土地所有者の納得を得るためのインセ	- 3	当初契約では、土地所有者によ

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>得ていくための多大な労力が必要であることから、これが円滑に行われるような方策も検討する必要がある。」</p> <p>「分収林契約を解除する場合には、当該森林に係る既往の債務の償還や、これに必要な財源について考慮する必要がある。」</p> <p>(2) 新たな事業の展開</p>	<p>ンタイプが重要であることから、より具体的に、「方策も検討」ではなく、「制度面及び経費面で検討」とすべき。</p> <p>131 分収林の多くは、主伐期に達しておらず、自主財源に乏しい事から、国等の支援が必要であり、「財源について考慮」を「財源についての方策を検討」とすべき。</p> <p>132 今後の事業展開についても、公社が国の基本政策の一翼を担っていくべき立場にあることを明記し、国の支援の姿勢を明確にすべき。</p> <p>133 公社造林地等の伐採後の再生林を誰が行うのか、費用負担のあり方を含め、今後の林業、森林管理のあり方や、木材の安定供給についても明記すべき。</p> <p>134 分収林が一斉に主伐期を迎えることから、全国的な視点から、計画的な木材の利用、再生林について記載すべき。</p> <p>135 公社自体が関係者との連携等により、木材需要拡大に取り組むべき。</p> <p>136 木造住宅の競争力の強化のための方策</p>	<p>- 3</p> <p>- 3</p> <p>- 3</p>	<p>る再生林コストに見合う収入が得られない場合も少なくないことから、伐期延長に対する理解は得られるものと考えられる。</p> <p>同様の趣旨で記載している。</p> <p>今後の事業についても、公社の役割に応じて実施して行くべき旨を記載している。</p> <p>林政全般に係る課題。</p> <p>同様の趣旨により、4(2)イを記載しているほか、木材の安定供給につき、4(2)エに新たに記載。</p> <p>4(2)エに新たに記載。</p> <p>林政全般に係る課題。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
ア 事業対象地の選定	<p>や、木造住宅建設に対する助成措置が必要。また、国は木材利用の研究開発を強化すべき。</p>	- 3	<p>国有林と公社は成立経緯や仕組みが異なっており一概に比較できない。なお、既往の債務の処理については、新たに4(1)に記載。</p> <p>同様の趣旨により、公社の役割や公社の経営コスト・リスク軽減による森林整備の推進について記載している。</p> <p>3(2)、4(3)において、公社の期待される役割や事業地の考え方を記載している。</p> <p>私有財産である民有林の整備は、森林所有者等により実施することを基本としつつ、これによりがたい場合に公的主体が担っていくことが適当。</p> <p>同上。なお、国は補助等によりすでに支援しているところ。</p> <p>民有林の森林の指導・監督を行う市町村との連携はいずれの場合</p>
	<p>137 国有林にも支援を実施しており、公社造林にも公的資金の投入をすべき。</p>		
	<p>138 公社の採算性の観点から、公社事業の縮小を求める世論には反対。</p>		
	<p>139 奥地の人工林や広葉樹林等、個人の経営が見込めない森林を公的機関である公社が整備すべき。</p>		
	<p>140 個人の力で森林を造成することは資金的にも労務的にも困難であることから、どのような場所でも公社事業を行えるようにすべきであり、そのための分収方式の見直し、国・都道府県による財政支援が必要。</p>		
	<p>141 現状では山が荒廃していくばかりであり、国の支援の下に公社が中心となって森林整備を進めるべき。</p>		
<p>142 市町村と連携して森林整備を推進する場合、市町村の助成を義務づけるべき。</p>	- 3		

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>「林業公社が行う必要のある森林整備の安定用の実施を通じた雇用の確保を望む声がある」</p> <p>「林業公社が放置されている伐採地への造林は全面的に当たるとなれば、森林所有者が安易に伐採地を放置するような状況を助長するおそれもある。」</p>	143 分収時の土地所有者への税制面の見直し、または還付措置が必要。	- 3	も必要。
	144 放置森林や被害森林を健全な森林に誘導するため、なお一層の資金助成措置の拡充・強化を図るべき。	- 2	既に山林所得として特別措置が講じられている。
	145 採算性の悪化により私有林事業量が減少していることから、「望む声がある」を「強く要望されている」とすべき。	- 3	具体的な施策については別途検討。
	146 分収割合が小さいことから、所有者が公社に安易に依存する状態は生じないのではないか。	- 3	雇用機会の創出は関係者が一体となって取り組むべき課題。
	147 各都道府県で最大の森林経営体が、再造林を放棄するような方策をとるべきではないので、この表現は削除すべき。	- 3	現在の分収林契約の土地所有者は、経営リスク・コストを負担しないことから懸念がある。
	148 妥当な指摘だが、放置森林の整備を公的機関が担うべき事業として位置づける場合、従来方式のままの分収契約による森林づくりが時代に合わなくなっていることから、公共事業として取り組むことを検討すべき。	- 3	公社が必要な森林整備に当たっていくべきことの必要性を記載している。
149 放棄されている伐採地の造林は公社		従来からの分収方式の見直しについて4(3)イに記載している。	
		公益的機能の発揮上必要な場合	

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>「事業対象地の選定の基準を明らかにするとした対応が必要である。」</p> <p>イ 森林整備の手法</p>	<p>が進めるべき。</p> <p>150 伐採跡地への植栽については、森林所有者には、負担が大きすぎ、労務の問題もあることから不可能に近く、公社が全面的に当たるべきであり、そのため国・都道府県による支援が必要。</p> <p>151 公社を放棄林分の受け皿とすべきであり、そのための機能強化を図るべき。</p> <p>152 現状でも事業採択条件が設けられているが、一般住民に公社造林の必要性を判断してもらうことも検討すべき。</p> <p>153 山村だけに森林を任せるのではなく、都市にも負担してもらう意味で、分収方式により、国、国民も責任を負うようにすべき。</p> <p>154 より美しい国土を守るため、森林の造成、整備及び木材の搬出について新たな公共事業として位置づけ、公的資金を投入すべき。</p> <p>155 公益的機能を考慮すれば、国としてさ</p>	<p>- 3</p> <p>- 2</p>	<p>は公社で行うことが必要と記載している。なお、放置されるような伐採跡地の発生を回避していくことも重要（4(3)に新たに記載）。</p> <p>私有財産である民有林の整備は森林所有者等によることを基本とし、これによりがたい場合に公的主体が担っていくことが適当。</p> <p>同様の趣旨で3及び4を記載している。</p> <p>(4)を含め、同様の趣旨で記載している。</p> <p>分収方式の全てを否定しているものではない。なお、下流地方公共団体の負担による分収林整備や公社への支援に係る地方財政措置についても記載している。</p> <p>国の森林整備事業（造林・林道）については、公益的機能を確保するための公共事業として実施しているところ。</p> <p>具体的な施策は別途検討。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	<p>らなる資金的諸施策が必要。</p> <p>156 人件費等の間接経費が大きな割合を占めていることから、補助又は融資対象とすべき。</p> <p>157 現状の制度の活用だけでは公社の経営改善は困難であり、さらなる支援策についても検討すべき。</p> <p>158 新規分収林契約では、容易に契約変更が可能なシステムにすべき。</p> <p>159 現行施策の問題の改善及び新規施策の提言について具体的に明記すべき。特に、公社による経営受託のための具体的な施策や財政措置を示すべき。</p> <p>160 都道府県による、公社への貸付金に対する地財措置等の検討を含めた提言が必要。</p> <p>161 公社が施業を受託し、森林所有者に対して費用負担を求める方式は困難。</p> <p>162 今後の事業実施については、国の造林補助金を十分に活用し、直接事業費を公社が負担しないよう、補助残は県が補助する</p>	<p>- 3</p> <p>- 2</p> <p>- 3</p> <p>- 2</p> <p>- 2</p>	<p>一部についての補助は措置されているが、間接経費全般についての補助または融資対象化は困難。</p> <p>具体的な施策については、別途検討。</p> <p>地上権の設定以外（例えば、その範囲内での伐採の時期や保育の内容）については、契約書において当事者の合意の範囲で自由な決定が可能。</p> <p>具体的な施策は別途検討。</p> <p>具体的な施策は別途検討。</p> <p>受託方式のみでなく、分収方式による整備についても記載している。</p> <p>公社の経営コスト・リスクの軽減方策について記載。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
<p>「林業公社が期待される役割に就いては、コスト削減を図るべく、事業展開に努め、経営の効率化を図るべく、関係者が適当と考える。」</p> <p>「林業公社がコスト削減を図るべく、事業展開に努め、経営の効率化を図るべく、関係者が適当と考える。」</p> <p>「造林関係補助事業・制度資金等を活用していくことが重要である。」</p> <p>「上下流の水源林や業務の維持が行われるよう、地方の担い手が確保されるよう、国土利用の観点から、関係者が適当と考える。」</p>	<p>仕組みとするべき。</p> <p>163 分収方式により公社に経営リスクの負担を任せては、事業を縮小せざるを得ず、再造林は国の問題として考えるべき。</p> <p>164 「既往の分収林の管理経営」の表現と統一し、「抑制することのできる手法を採用していく」を「抑制する方策の推進を図る」とすべき。</p> <p>165 補助事業の拡大・制度資金の見直しや新たな支援を受け入れやすい仕組みの検討につき記載すべき。</p> <p>166 「第3セクター」は実質成功した例は少なく、ここでは不要ではないか。</p>	<p></p> <p>- 3</p> <p>- 2</p> <p>- 3</p>	<p>経営コスト・リスク負担の軽減を図りつつ、公社が森林整備を進める手法について記載している。</p> <p>従来からの分収林契約とは別の「手法」について記載している。</p> <p>具体的な施策は別途検討。</p> <p>公社を含めて「第3セクター等」に関する地財措置が講じられている旨を記載したものである。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(3) 地域の理解の醸成	<p>林組合が経営的に扱えない森林や地域を対象を限定すべき。</p> <p>176 再造林の必要性や、公社の果たしている役割を国や県においてもっとPRすべき。</p> <p>177 山の大切さについて、国民の意識の高揚を図るべき。</p> <p>178 公社設立の背景に拡大造林推進という国の方針が大きく影響してきたことから、今後の役割につき、国としても合意形成を推進していく考えを明らかにすべき。</p> <p>179 公益的機能評価額や経済的価値と公益的機能が両立しうるものであることや、多額の造林投資の回収に長期を要する森林整備事業の特異性についても言及すべき。</p>	- 3	<p>同様の趣旨により記載している。</p> <p>同上。</p> <p>国としても森林整備の重要性等についてのPRは行っているところであるが、公社事業に係る合意形成は、地域における取り組みであり、基本的には、公社が中心となって進めることが適当。</p> <p>同様の趣旨で記載している。</p>